

広報 最上地区広域連合

2024年9月号 No.38



金山まつり（金山町）「金山の夏 100年の思いを紡ぐ」

国民健康保険被保険者証が更新されています (有効期限：令和7年7月31日)

○8月1日より国民健康保険被保険者証が変更となっています。
(今年度はうぐいす色です)

以前ご利用の保険証（うすだいい色）はすでに有効期限が切れているため、ご使用できません。8月以降は新しく発行されたうぐいす色の保険証をご利用ください。12月2日以降は現行の保険証は発行されなくなりますが、記載の有効期限までは使用可能です。事前にマイナンバーカードの保険証登録をお願いします。

また、限度額適用認定証も8月で更新されています。限度額適用認定証とは、窓口での支払いが高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額にするために医療機関に掲示する証です。認定証が必要な方は、最上地区広域連合またはお住まいの町村の役場担当課で交付申請手続きを行ってください。

最上地区広域連合執行体制（令和6年8月1日現在）

執行部	連合長	新田 隆 治（真室川町長）
	副連合長	佐藤 英 司（金山町長）
	副連合長	加藤 文 明（戸沢村長）
	副連合長	元木 洋 介（鮭川村長）
議 会	議 長	佐藤 一 廣（真室川町議会議長）
	副 議 長	栗 田 保 則（金山町議会議長）
	議会運営委員長	小 野 宏（戸沢村議会議長）
	議会運営副委員長	土 田 太（鮭川村議会議長）
	議 員	沼澤 道 也（金山町議会議員）
	議 員	平野 勝 澄（真室川町議会議員）
	議 員	西野 桂 一（鮭川村議会議員）
	議 員	加藤 政 一（戸沢村議会議員）
監査委員	代表監査委員	八 鋏 信 一（鮭川村代表監査委員）
	議会選出監査委員	平野 勝 澄（真室川町議会議員）
選挙管理委員会	委 員 長	江 口 庸太郎（戸沢村）
	委員長職務代理者	熊 谷 佳 之（鮭川村）
	委 員	高 橋 良 孝（金山町）
	委 員	高 橋 利 夫（真室川町）
	補 充 員	丹 憲 明（金山町）
	補 充 員	高 橋 章（真室川町）
	補 充 員	土 田 清 八（鮭川村）
	補 充 員	甲 州 和 芳（戸沢村）
（※広域連合選挙管理委員会委員の任期は令和9年5月19日までです。）		
事務局	事務局長	海 藤 直 明（真室川町より派遣）
	総務出納班長	岸 田 豊 和（鮭川村より派遣）
	総務出納班	土 田 澄 江
	総務出納班	高 橋 真由美
	医療保険班長	栗 田 良 恵（金山町より派遣）
	医療保険班	三 上 凌 太（金山町より派遣）
	医療保険班	矢 口 も も（戸沢村より派遣）
	医療保険班	野 尻 有美子
	医療保険班	岸 直 子
	賦課収納班長	田 中 貴 弘（戸沢村より派遣）
	賦課収納班	芦 原 いづみ

6月議会定例会

～一般会計補正予算、国民健康保険特別会計補正予算の専決処分承認 及び 選任人事同意～

令和6年第2回定例議会が6月25日に開かれ、補正予算の専決処分2件が承認されました。また、監査委員の選任が同意されました。補正予算の内容は以下のとおりです。

- （1）令和5年度最上地区広域連合一般会計補正予算（第4号）
福祉医療事業について、県支出金と医療費の額が確定したため、増額補正の専決処分を承認しました。
- （2）令和5年度最上地区広域連合国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
保険基盤安定負担金に係る構成町村負担金の額が確定したため、減額補正の専決処分を承認しました。
- （3）最上地区広域連合監査委員の選任について
識見を有する者としての監査委員として八鋏信一氏（鮭川村）が引き続き選任されました。



令和6年6月定例会



監査委員に選任された八鋏信一氏

7月25日からの豪雨災害

— 被害を受けられた皆様に心よりお見舞いを申し上げます —

7月25日から激しい雨が降り続き、各地で過去最高となる降水量となりました。この大雨により、河川の氾濫、建物の浸水・倒壊、道路や農地の冠水、土砂流入等の甚大な被害を受けました。被害を受けられた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

被災された皆様に対し、保険料の減免申請の受付を行います。申請には罹災証明が必要となり、全壊・半壊・床上浸水の被害を受けた世帯が対象となります。減免対象は令和6年度課税分保険料です。詳しくは各町村窓口へお問い合わせください。

令和6年度 国民健康保険料率は据え置き

令和6年度の国民健康保険料率の設定については、国民健康保険運営協議会の答申を受け、構成4町村で検討した結果、令和5年度決算見込みの令和6年度への繰越額等を考慮し保険料率は、据え置くことになりました。

近年は、医療の高度化、被保険者数の減少及び高齢化の進展等で医療費が増大する傾向にありますが、最上地区広域連合では、国保事業を広域化することで、安定した財政運営と負担軽減を図ることができる利点を生かした運営に努めてまいります。

令和6年度における制度変更は、賦課限度額の見直しにより、医療保険分65万円、後期高齢者支援金分24万円、介護保険分17万円となります。

【令和6年度保険料率】

	医 療 分	支 援 金 分	介 護 分
所 得 割	7.0%	2.3%	2.0%
均等割（1人あたり）	24,000円	8,300円	9,700円
平等割（1世帯あたり）	24,800円	8,400円	6,600円
特定世帯	12,400円	4,200円	
特定継続世帯	18,600円	6,300円	
賦 課 限 度 額 （対前年比）	650,000円 （同 額）	240,000円 （+20,000円）	170,000円 （同 額）

【令和6年度 保険料納期限・口座振替日一覧表】

納 期 限		口 座 振 替 日		
期 別	納 期 限	期 別	振 替 日	再 振 替 日
第1期	令和6年 7月31日（水）	第1期	令和6年 7月25日（木）	令和6年 8月 7日（水）
第2期	令和6年 9月 2日（月）	第2期	令和6年 8月26日（月）	令和6年 9月 9日（月）
第3期	令和6年 9月30日（月）	第3期	令和6年 9月25日（水）	令和6年10月 7日（月）
第4期	令和6年10月31日（木）	第4期	令和6年10月25日（金）	令和6年11月 7日（木）
第5期	令和6年12月 2日（月）	第5期	令和6年11月25日（月）	令和6年12月 9日（月）
第6期	令和6年12月26日（木）	第6期	令和6年12月25日（水）	令和7年 1月 9日（木）
第7期	令和7年 1月31日（金）	第7期	令和7年 1月27日（月）	令和7年 2月 7日（金）
第8期	令和7年 2月28日（金）	第8期	令和7年 2月25日（火）	令和7年 3月 7日（金）

※令和7年4月25日（金）と令和7年5月8日（木）については、未納となっている全ての納期が口座振替の対象となります。ご理解とご協力をお願いします。

◆ こんなときは届出が必要です ◆ ～国民健康保険の届出を忘れずに～

国民健康保険料のお知らせをお送りした後に、「職場の健康保険に入っているけど、保険料のお知らせが届いた。」というお問い合わせが多く寄せられます。

国民健康保険は、職場の健康保険（協会けんぽ、共済組合などの社会保険等）と異なり、**加入するときもやめるときも、世帯主が責任をもって届出を行わなければなりません。**

正しい国民健康保険の届出により、正しい国民健康保険料を計算することができます。下記の事例に該当される場合は、速やかに各町村国保窓口へ届出をお願いします。

国民健康保険に加入する手続きが必要なおもな事例

職場の健康保険などをやめたとき、家族の健康保険などの扶養からはずれたとき（持ち物）健康保険などの資格喪失連絡票、雇用保険被保険者離職票など

国民健康保険をやめる手続きが必要なおもな事例

職場の健康保険などに加入したとき、家族の健康保険などの被扶養者になったとき（持ち物）新しく加入した健康保険証

※全ての届出にマイナンバーカード（個人番号カード）又は、マイナンバーが確認できる書類と本人確認書類が必要です。

最上地区広域連合医療給付事業(福祉医療制度)について

福祉医療制度とは、一定の要件を満たす方の医療保険の一部自己負担金を山形県と町村が負担し、無料化する制度です。

医療給付を希望される方は、お住まいの町村福祉医療担当窓口にて申請手続きをお願いいたします。

●重度心身障がい（児）者医療証

下記のいずれかに該当し、町村民税所得割額が23万5千円未満の方が対象となります。

- ① 身体障害者手帳（1級または2級）
- ② 精神障害者保健福祉手帳（1級）
- ③ 療育手帳（A）
- ④ 障害基礎年金証書（1級）
- ⑤ 恩給証書（精神障がいによる特別項症または第一項症）
- ⑥ 特別児童扶養手当証書（1級）

●子育て支援医療証

0～18歳（18歳に到達する日以降の最初の3月31日まで）の乳児、児童、生徒が対象となります。

※出生や転入などの異動があった際や、小学4年生以上の方が入院する際は申請が必要となります。

●ひとり親家庭等医療証

所得税が課税されていないひとり親家庭等の方（未婚の方も含む）が対象となります。

- ① 配偶者のない女子または男子で18歳以下の児童を扶養している方
- ② 上記①の方に扶養されている18歳以下の児童
- ③ 父母のいない18歳以下の児童

高額療養費制度について

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額がひと月で上限額を超えた場合に、その超えた額を支給する制度です。

詳しくは、7月下旬に送付されております国民健康保険被保険者証に同封のパンフレット（かんたん国保）をご参照ください。

◆申請方法

最上地区広域連合では、高額療養費に該当する世帯に対して、申請のお知らせと申請書をお送りしております。お知らせがお手元に届くまでは、診療月から概ね2～3ヶ月後となりますので、あらかじめご了承ください。

※医療機関におけるレセプトの確定や、山形県国民健康保険団体連合会での審査等には一定の時間を要しますので、ご理解をお願いいたします。

△**ご注意ください！**

(令和6年7月時点)

今年**12月2日**から
現行の保険証は
発行されなくなります

※12月2日時点で有効な保険証は記載されている有効期限まで有効です

とっても
カンタン！

医療機関等を受診の際は
マイナンバーカード
をご利用ください



マイナンバーカードを保険証として利用する（マイナ保険証）
ための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを
保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



大切なお知らせ

- 本年12月2日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、**記載されている有効期限まで**使用可能です。
- 本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、**お手元にある保険証が使えなくなる前に**、申請いただくことなく「**資格確認書**」が交付され、引き続き、医療機関・薬局等を受診することができます。
- マイナ保険証をお使いの場合は、**マイナンバーカードの券面にある電子証明書の有効期限をご確認**の上、期限切れにご注意下さい。
※券面に記載がない場合は、発行から5回目の誕生日までです。
マイナポータルでも確認できます。

マイナンバー総合
フリーダイヤル
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分～20時00分
土日祝:9時30分～17時30分

マイナンバーカード
の保険証利用につ
いてもっと知りたい方
はこちら



ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

夜間などの子どもや大人の急な病気の相談には

山形県救急電話相談の利用を！

●救急電話相談とは？

医療機関の診療時間外の、午後6時から翌日午前8時までの時間帯に、急なケガや体調不良になった時に相談ができるサービスです。専門的な知識を持つ看護師等が対応します。

●なぜ電話相談ができるようになったの？

昼間は元気だったのに、夜になったら急に具合が悪くなったことはありませんか？翌日に医療機関を受診するとしても不安な気持ちで夜を過ごすのは心細いものです。そんな不安を少しでも解消するための電話相談です。

●どんな時に利用できるの？

- ・子どもの急な発熱、嘔吐、下痢等に対する相談。
- ・急な体調の変化でどうしたらいいか判断に迷ったとき。
- ・家族の体調が悪くて救急車を呼ぶべきか迷ったとき。 など

●利用する際にご理解いただきたいこと

- ・電話相談は、診療行為や医療行為ではなく、電話での専門的なアドバイスにより相談者の判断の参考としていただくものです。
- ・相談時間はおおむね10分以内をお願いします。
- ・相談料は無料ですが、通話料は相談者の負担となります。

15歳未満の相談は

小児救急電話相談

県内のプッシュ回線・携帯談話

#8000

ダイヤル回線・IP電話からは

023-633-0299

15歳以上の相談は

大人の救急電話相談

県内のプッシュ回線・携帯談話

#7119

ダイヤル回線・IP電話からは

023-633-0799

金山町／真室川町／鮭川村／戸沢村／最上地区広域連合

特定健診の受診をお忘れなく!!

特定健康診査（特定健診）は、メタボリックシンドロームの要因である「内臓脂肪」の蓄積度合いを調べ、生活習慣病の早期発見のために行うものです。

生活習慣病は自覚症状なく進行するのが特徴であり、コロナ禍の生活変化で生活習慣病のリスクは高まっているおそれがあります。

特定健診は、健康状態を正しく知ること、気づかぬうちに忍びよる生活習慣病からあなたの身を守ることに繋がりますので、積極的に受診しましょう。



- ◆特定健診の対象者 40歳～75歳未満すべての方が対象です。
(通院治療中の方も受診対象者です。)
- 40歳または41歳の方については、自己負担なしで受診できます。
(鮭川村のみ41歳の方が対象)

◆健診の内容 腹囲測定などで内臓脂肪の蓄積を調べます。さらに、基本的な検査と喫煙歴などの生活習慣についての問診が行われます。特定健診の結果および質問票の結果などを考慮し、それぞれに合わせた保健指導を行い、生活習慣改善を支援していきます。

※最上地区広域連合では、特定健診の申し込みがなかった方や、申し込みはあったが受診されなかった方に、手紙や電話で受診をお勧めしています。

◆メタボリックシンドロームの診断基準

内臓脂肪型肥満
ウエスト周囲径（おへそ部分）
男性 85cm以上 女性 90cm以上
男女ともに内臓脂肪面積 100cm²に相当！



血圧値高め
収縮期血圧130mmHg以上
または
拡張期血圧85mmHg以上

血糖値高め
空腹時血糖値110mg/dl以上

脂質異常
中性脂肪150mg/dl以上
または
HDLコレステロール40mg/dl未満

※これらのうち1つ当てはまる場合・・・メタボリックシンドローム予備軍（動機付け支援）
これらのうち2つ以上当てはまる場合・・・メタボリックシンドローム該当者（積極的支援）

◆特定保健指導とは？

メタボリックシンドロームのリスクが高く、生活習慣の改善で予防が期待できると判定された方が対象となります。

リスクレベルに応じ、「動機付け支援」と「積極的支援」の2種類があります。

どちらの支援も保健師や管理栄養士などの専門家の指導のもと、生活習慣改善のサポートが受けられます。

マイナポータルで健診結果を閲覧するには、事前にマイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録が必要です。

ご存じですか？ マイナポータルで健診結果が閲覧できます!!

★マイナポータルとは？

政府が運営するオンラインサービスです。行政手続きの検索やオンライン申請がワンストップでできる自分専用のサイトです。

※詳しくはデジタル庁ホームページ (<https://services.digital.go.jp/mynaportal>) をご覧ください。

★対象者

- 40歳から74歳までの特定健診を受けた方
- ※後期高齢者医療健診を受けた方も閲覧できます。
- ※職場の健康保険（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など）に加入中の方は、それぞれの保険者にお問い合わせください。

★閲覧方法

1. マイナポータルにアクセスし、ログインする。
2. メニューから『わたしの情報』→『健康・医療』→『健康診断・健診情報』の順番に選択していく。
3. 取得情報が『特定健診情報・後期高齢者健診情報』であることを確認する。
4. 確認したら『表示する』を選択する。

★データの反映期間

【目安】健診を受診してから約2～3か月後
※健診を受けた医療機関等からの情報提供時期により遅れることがあります。

★特定健診を受けましょう

年度末時点で40歳から健診受診日に74歳までの方が受ける、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した健康診査のことを「特定健診」といいます。

毎年の健診結果を見比べることで、わずかな身体の変化に気づくことができるとともに、生活習慣の改善や疾病予防に繋がります。

金山町役場健康福祉課健康係
鮭川村健康福祉課健康推進係
最上地区広域連合

真室川町福祉課健康係
戸沢村健康福祉課健康推進係

保険料納付は口座振替が便利です！

口座振替の手続きは、通帳と印鑑を持参の上、最上地域内の山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、新庄信用金庫、もがみ中央農協、金山農協、ゆうちょ銀行で出来ます！

保険料って どんなしくみ？

私たちが納める保険料は、国保を支える貴重な財源です。保険料を納めない方がいると国保の運営に支障をきたします。

きちんと期日以内に納めましょう！

保険料の納め方

その年度の医療費の総額を推計し、国などの補助金などを差し引いた額を保険料として、次の3つの項目を組み合わせ、一世帯当たりの金額を負担していただくことになります。

・所得割

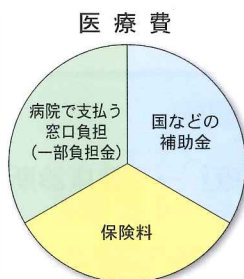
その世帯の所得に応じた計算

・均等割

その世帯の加入者数に応じた計算

・平等割

一世帯当たりはいくらと計算



いつから納めるの？

国保に加入する資格が発生した月から納めなければなりません。届け出をした日ではありませんので、注意しましょう。

Q. 10月に資格発生したのに届け出が遅れて12月に届け出をした場合は？

A. 保険料は10月分からの納付となります。国保の加入資格が発生した月までさかのぼって納めなければなりません。

Q. 10月15日に国保を脱退した場合の納付月は？

A. 保険料は前月の9月分までの納付となります。

国民健康保険の届出

**こんなときは必ず14日以内に
町村役場へ届け出をしましょう**

届け出にはマイナンバーが必要です。窓口にお越しの際は、マイナンバーがわかる書類と本人確認ができるものを持参してください。

国保に加入するとき	他市町村から転入してきたとき	他の市町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険被扶養者からはずれたとき	被扶養者でなくなった証明書
	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国籍の人が加入するとき	在留カード、パスポート
国保をやめるとき	他の市町村に転出するとき	保険証
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証（後者が未交付の場合は、加入したことを証明するもの）
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証（後者が未交付の場合は、加入したことを証明するもの）
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書
	外国籍の人がやめるとき	保険証、在留カード
その他	住所が変わったとき	保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	
	修学のため別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書（在学していることがわかるもの）
	保険証を無くしたとき（あるいは汚れて使えなくなったとき）	身分を証明するもの（使えなくなった保険証など）